

新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金について

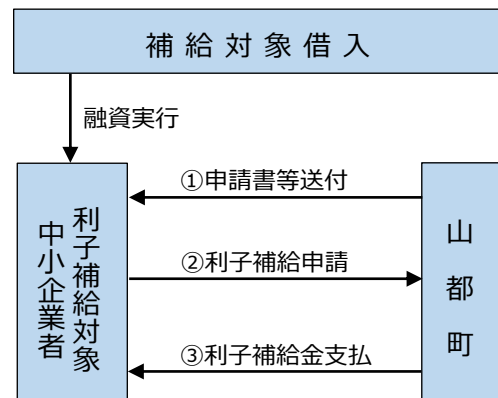
山都町では、町内の中小企業者の経営安定化を図るため、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者向け特別資金の融資を受けた事業者に対し、山都町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金を交付します。

1 制度の概要

① 対象事業者 ※右のいずれも満たす者	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月25日から令和3年3月31日の間に、新型コロナウイルス感染症対策に係る②の対象融資を受けた事業者 中小企業信用保険法に定める中小・小規模事業者 個人…町内に住所を有する者 法人…町内に本社若しくは支店又は事業所を有する者 申請日まで山都町において継続して事業を営んでいる者 本町以外の者から対象融資に係る利子補給を受けていない者 町税等の滞納がない者 暴力団若しくは暴力団員でない者又はそれらと関係を有しない者
② 対象融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分） 熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証4号新型コロナ分） 熊本県金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナ分） 緊急時短期資金（熊本県信用保証協会制度分） その他、新型コロナウイルス感染症対策分の融資で町長が認めるもの
③ 補給金の額	<ul style="list-style-type: none"> 各年1月から12月までに支払った利子に相当する額 ※ただし、<u>利子補給金の対象となる融資限度額は8,000万円</u> ※約定償還日を超えたことにより発生した遅延利息を除く
④ 補給期間	<ul style="list-style-type: none"> 3年間（融資実行日から3年以内の最終償還日まで）
⑤ 申請及び交付	<ul style="list-style-type: none"> 申請、交付時期は毎年度1～3月を予定
⑥ 備考	<ul style="list-style-type: none"> 各制度の運用開始日から適用

2 令和2年度の申請手続きの流れ

- 対象融資を受けた事業者様に、山都町から直接、申請書等を発送します。（令和3年3月上旬）
- 申請書にご記入のうえ、山都町にご提出ください。
申請期限：**令和3年3月31日（水）**
※金融機関が発行した「利子支払実績証明書」の添付等が必要となります。
- 審査後、申請された利子補給額をお支払いします。



【お問い合わせ先】山都町役場 山の都創造課 商工観光係 TEL 0967-72-1158